

新車の不適切な販売方法について【注意喚起】

－オプション等の購入が販売条件、現金販売の際の所有権留保等－

当協議会は、自動車（四輪・二輪、新車・中古車）の販売において、事業者と一般消費者との間にどのようなトラブルが発生しているのかを把握し、表示や取引の一層の適正化に資するため、予てより消費者相談窓口を設置し、苦情・相談（年間約5,500件程度）を受付け、トラブル解決のための助言を行うとともに、その発生原因や問題点を分析しています。

そうした中、最近、納車までに期間を要する等の新車について、不適切な販売が行われているという苦情相談が、消費者から寄せられています。

1. 主な苦情相談の内容（不適切な販売方法）

1) 新車購入の際、販売事業者から以下のような条件が提示され、同意しない場合は、販売することはできない、または、同意した消費者に優先して販売すると言われた。

①「オプション装備品やメンテナンスパック、コーティング等の購入」や「任意保険への加入」、「ローンによる購入」

②現金購入の場合であっても、「一年間は所有権を留保する（販売事業者名義とする）」
※なお、中古車についても、上記①、②のような苦情相談が散見される。

③下取車を入庫する

2) 先着順の販売として注文書を交わしたが、後日、抽選販売に変更された。

2. 法令遵守及び消費者の不信を招かないための適切な販売方法

1) 販売事業者は、以下理由から、新車を販売する際に上記①～③を販売の条件としないこと。また、これに同意した消費者に優先して販売する等しないこと。

①「オプション装備品やメンテナンスパック、コーティング等の購入」や「任意保険への加入」、「ローンによる購入」を強制することは、独占禁止法に違反（不公正な取引方法（抱き合わせ販売）に該当）するおそれがある。

②現金購入の場合、所有権は当然購入者に移るべきものであり、これを販売事業者に留保することは、いかなる理由があつたとしても、権利の侵害となる。

③下取車を売却するか否か、また、売却先をどうするかは、売却益の多寡等を含め、購入者が判断することであり、販売事業者が入庫を強制すべきものではない。

2) 抽選による販売を行う場合は、事前にその旨を表示（告知）すること。また、事前に表示（告知）することなく抽選販売に変更しないこと。

会員事業者におかれましては、法令遵守及び消費者の信頼確保の観点から、本インフォメーションを参考に、適切な販売を行われますよう、お願いいたします。

本件に関するお問い合わせは、

一般社団法人自動車公正取引協議会 業務本部 四輪車業務部又は消費者関連部まで

TEL 03-5511-2111